

## 鳥取県令和3年度燃油高騰対策特別金融支援事業補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づき、鳥取県令和3年度燃油高騰対策特別金融支援事業補助金（以下「本補助金」という。）の交付について、規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (交付目的)

第2条 本補助金は、鳥取県企業自立サポート事業基本要綱（平成18年4月5日付第200500140012号鳥取県商工労働部長通知。）に定める鳥取県地域経済変動対策資金について、同資金制度要綱（平成24年3月22日付第201200000446号鳥取県商工労働部長通知。）第3条の規定に基づき指定した「令和3年度燃油価格の高騰」（令和3年10月21日付第202100184625号鳥取県商工労働部長通知。）に係る融資を受ける者（以下「間接補助事業者」という。）が、金融機関と金銭消費貸借契約を締結し借り入れた資金（以下「借入金」という。）のうち、新規借入金（既存借入金の借換を目的とした借入を除く資金をいう。）に係る利子負担に対し支援することにより、燃油価格の高騰により影響を受けた者の経営の維持、安定を図ることを目的として交付する。

### (補助金の交付)

第3条 県は、前条の目的の達成に資するため、新規借入金に対する利子（借入金に対する利子に、新規借入金の借入金に占める割合を乗じて得た額をいう。）の返済（以下「間接補助事業」という。）に対して、36か月以内の期間において、その全部または一部の額の間接補助金を交付する市町村に対し、予算の範囲内で本補助金を交付する。

- 2 本補助金の額は、前項に規定する間接補助金（以下単に「間接補助金」という。）の額に2分の1を乗じて得た額（1円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額。）以下とする。  
ただし、債務の不履行等により生じた遅延利息等は対象としない。

### (交付申請及び実績報告の時期等)

第4条 本補助金の交付申請は、規則第17条第1項の規定による報告（以下「実績報告」という。）と併せて、毎年2月末日までに行わなければならない。

- 2 規則第5条の申請書に添付すべき同条第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第1号及び様式第2号によるものとする。

### (交付決定及び交付額確定の時期等)

第5条 本補助金の交付決定は、規則第18条第1項の規定による交付額の確定と併せて、交付申請及び実績報告を受けた日から20日以内に行うものとする。

- 2 本補助金の交付決定通知及び交付額確定通知は、様式第3号によるものとする。

### (間接交付の条件)

第6条 市町村長は、第3条第1項に規定する間接補助金を交付するときは、間接補助事業者に対し、次の表の左欄に掲げる規則の規定（これらの規定中同表の中欄に掲げる字句を同表の右欄に掲げる字句に、それぞれ読み替えたものとする。）に準じた内容の条件を付さなければならない。

第12条（第4項を除く。）、第13条、第14条、第16条第2項後段、第17条、第25条及び第26条	補助事業者等	間接補助事業者
	交付決定	間接交付の決定
	補助事業等	間接補助事業
	知事	市町村長
	様式第2号による	市町村長が定める
	対象事業	間接補助事業
	様式第3号による	市町村長が定める

	補助金等及び間接県費補助金等	間接補助金
--	----------------	-------

(指示等の報告)

第7条 市町村長は、第6条の規定により付した規則第13条又は第16条第2項後段の規定に準じた内容の条件に基づき、間接補助事業者に対して指示をし、又は間接補助事業者から報告を受けたときは、直ちにその旨を知事に報告しなければならない。

(間接補助金の支払い)

第8条 市町村長は、本補助金の支払いを受けたときは、その支払いを受けた額に応じた額の間接補助金を、遅滞なく間接補助事業者に支払わなければならない。

(雑則)

第9条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項は、商工労働部長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年12月22日から施行し、令和3年10月25日以降の新規借入金に係る利子負担から適用する。